

平成27年10月16日
一般社団法人全国銀行協会

(参考)

仮に不当条項にあたりと判断されると、実務上影響が及ぶと考えられる条項例

1. 損害賠償額の予定・違約金条項関連 (法9条1号)

固定金利特約付ローンの約定例

「銀行の承諾を得て繰り上げ返済を行う場合において、当該繰り上げ返済額を銀行が繰り上げ返済期日に繰り上げ返済の翌日から固定金利期間の最終日までの期間（以下「残存日数」といいます。）市場において運用した場合に受け取ることができる利率（以下「再運用利率」といいます。）が、本契約書第1条に定める利率の基準となる金利（銀行と市場との取引において決定される金利のこと。以下「ベースレート」といいます。）を下回るときは、借主は銀行が適用法令および所定の方法に従って計算した清算金を銀行に支払うものとします。

この場合の清算金は、当該繰り上げ返済額を残存日数、ベースレートで運用した場合と再運用利率で運用した場合にそれぞれ得られる金額の差額とします。」

2. 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項関連

定期預金規定

「当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合…には、その利息…は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率…によって計算し…、この預金とともに支払います。」

デリバティブ組込型定期預金約定

「前記…の定めにかかわらず、〇〇〇〇銀行がやむをえないものと認めて本定期預金の満期日前解約または預入日前取消に応じる場合には、定期預金と条件付為替予約の解約または取消を同時に行うものとし、それぞれ独立して解約または取消できないものとします。」

中長期外貨定期預金規定

「前記…の定めにかかわらず、当行がやむをえないものと認めてこの満期日前解約に応じる場合には、当行は満期日前解約による清算金をこの預金の満期日前解約時の金額…から差し引いた金額を預金者に払い戻します。」

当座勘定規定

「この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします」

※商品性としてそもそも一定期間解約を予定していない例

個人向け国債（商品説明書）

「発行日から1年未満の中途解約は原則できません。」

※実質的に解約権の制限と同様の事項を定める例

ローン金利変動・手数料等に関する確認書

「固定金利特約期間中、金利は一定であり、他の金利タイプへ変更できないこと」

3. 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項関連

普通預金規定等

「次の①から③まで（注：表明確約違反及び反社条項）の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。」

4. 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項関連

投資信託総合取引約款

「当行が、本約款の変更内容を通知したにもかかわらず、所定の期日までに異議の申出がないときは、変更に同意したものとみなします」

5. 解釈権限付与条項・決定権限付与条項関連

普通預金規定

「次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。

…

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき」

普通預金規定

「この預金規定の各条項および前記 11(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。」

投資信託総合取引約款

「当行は、次のAからEの事由がひとつでも生じた場合、この取引を解約することができます。…

E その他やむを得ない事由が生じたとき」

貸金庫規定

「次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができます。…

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき」

ローン規定

「次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって本債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本債務全額を返済するものとします。…

⑨前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき」

カードローン規定

「借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借主は本契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、第 10 条に定める返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。…

⑤借主が住所変更の届出を怠るなど、本人の責めに帰すべき事由によって当行に本人の所在が不明となったとき。」

当座勘定規定

「この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします」

カードローン規定

(貸越利率)

「当行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより貸越利率を相当の範囲で変更することができるものとします。この変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします」

(債務の返済等にあてる順序)

「(1) 当行が○条により相殺する場合に、借主の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、当行は適当と認める順序方法により充当し、これを借主に書面をもって通知するものとします。この場合借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。

(2) 借主から返済または相殺をする場合に、借主の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は当行に対する通知をもって充当の方法を指定することができるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行は借主に対する書面による通知をもって当行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。

(3) 借主による前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無等を考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができるものとします。

(4) 本条第2項のなお書または本条第3項によって当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとして、当行は充当の順序方法を指定することができるものとします。」